

[別 表]

目標の達成に向けて当面講ずべき施策

今後取り組むべき課題	施 策	実施の目途	施策の位置付け				
			安全体 質の確 立	コンプ ライア ンスの 徹底	飲酒運 転の根 絶	IT・新 技術の 活用	道路交 通環境 の改善
1. 安全マネジメント (1) 評価対象の中小規模事業者への拡大	【国土交通省】 安全マネジメントの評価の対象を（安全統括管理者等の義務付け対象外である）中小規模事業者にも拡大。 この場合、以下のような公共性の高い事業者及び安全性のレベルが低い（社会的に影響の大きい事故を惹起した等）事業者から優先的に実施。 ・乗合事業者で、乗合車両を100両以上保有する事業者 ・専ら都市間の移動を目的とした運行を行う高速バス及びツアーバス事業者 ・第一当死亡事故を惹起した事業者 ・危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者	年内	◎				
(2) NASVAの活用	【国土交通省、(独)自動車事故対策機構(NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVAを活用。	年内	○				
(3) 安全マネジメント講習	【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的（例半期毎等）に実施。 また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充。	1～2年以内	◎				
(4) 中小規模事業者向け手引の作成	【事業者団体】 中小規模事業者が安全マネジメントの取組を容易に行えるよう、業態ごとのわかりやすい手引を作成。	1～2年以内	◎				
(5) 事業者団体職員等に対する研修	【国土交通省】 事業者団体の職員等に対し、安全マネジメントについて、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。	21年度から	○				

(6) 下請事業者と一体となった安全管理体制の構築	<p>【国土交通省】 「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」及び「モデル安全管理規程」に以下の内容を追加。 ・下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行わない旨を下請基準等に盛り込むこと。 ・下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者に対する安全マネジメント体制構築について要請、指導、確認すること。 等</p>	年内	○				
	<p>【国土交通省】 安全マネジメント評価において、当該企業が下請事業者に対し、上記取組を行えているかを評価の対象に追加。</p>	年内	○				
(7) 安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	<p>【国土交通省】 安全マネジメント評価の結果、安全マネジメント体制が整っていると認められる自動車運送事業者に対しては、監査周期を延長。</p>	年内	○				
	<p>【貨物自動車運送適正化事業実施機関】 安全マネジメント体制が整っていることをトラック事業者のGマーク認定の評価項目の中に組み込み、重点的な配点を実施。</p>	21年度から	○				
	<p>【国土交通省】 各モードの優良評価制度との整合性を図りつつ、安全マネジメント評価の結果が優良な事業者に対し、事業者名の公表及び行政手続上の優遇措置等を講ずることを検討。</p>	中長期	○				
2. 運行管理制度							
(1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化	<p>【国土交通省】 運行管理者が運転者に対して、「指導・監督指針」(告示)に従って実効性のある指導・監督を行えるよう、指導・監督マニュアルを作成。</p>	21年度内	○				
(2) 指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	<p>【国土交通省】 省令を改正し、運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録及び当該記録の保存を義務付け。</p>	21年夏		○			

<p>(3) 上級講習 (仮称)</p>	<p>【NASVA等の講習実施機関】 運行管理者の更なるスキルアップのため、以下の内容をカリキュラムとする実践的な運行管理者講習(上級講習(仮称))の実施を検討。 ・映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用。 ・運行管理者が、適性診断に基づき適切な指導を行うための指導方法。 等</p>	<p>1～2年以内</p>	<p>○</p>			<p>○</p>	
<p>(4) 運行管理者試験における出題等の見直し</p>	<p>【(財)運行管理者試験センター】 運行管理者試験について、より効果的に実務上の知識及び能力を問うことができるよう、出題及び配点を見直し。</p>	<p>21年度見直し 22年度試験より実施</p>	<p>○</p>				
<p>(5) 運行管理者の補助者の権限等の明確化</p>	<p>【国土交通省】 運行管理者の補助者の権限等に関し、以下の点を明確化するため、関係通達を改正。 ・補助者が行う業務については、運行管理者の指揮命令の下で行われるべきものであり、補助者が点呼を行った際、特異事案が発生した場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否に関し指示を仰ぐべきこと。 ・補助者が行った業務の責任は運行管理者にあり、法令違反等が確認された場合には、運行管理者が運行管理者資格者証の返納等の処分を受けること。</p>	<p>21年夏</p>	<p>○</p>				
<p>(6) 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け</p>	<p>【国土交通省】 飲酒運転の根絶のため、以下のとおり省令・通達を改正。 ・点呼(出庫時、帰庫時及び出先等で対面点呼が行えない場合を含むすべての点呼)に当たっては、アルコールチェッカーを用いて、乗務員の酒気帯びの有無を確認し、記録しなければならないこと。 ・アルコールチェッカーが反応した場合は、乗務を禁止しなければならないこと。 ・出先等で対面点呼が行えない場合には、乗務員にアルコールチェッカーを携帯させなければならないこと。</p>	<p>21年度内に改正 改正1年後施行</p>			<p>◎</p>		
<p>(7) 運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育</p>	<p>【NASVA等の講習実施機関】 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施。</p>	<p>22年度から</p>			<p>○</p>		

<p>(8) 運行記録計の義務付けの拡大</p>	<p>【国土交通省】 ・タクシー事業：平成18年の運行記録計の義務付け指定地域拡大後における事故、過労運転等の発生状況等を踏まえつつ、さらなる地域の拡大について検討。 ・トラック事業：現在、運行記録計の義務付けの対象外とされている自動車のうち、長距離運転が常態化しやすいと考えられるもの(例 最大総重量7t以上8t未満のトラック)について、義務付けの拡大を検討。</p>	<p>1～2年以内</p>	<p>◎</p>				
	<p>【国土交通省】 過労防止以外の観点(安全対策・環境対策等)から運行記録計の必要性、活用方策について検討し、これを踏まえ義務付け範囲の拡大について検討。</p>	<p>中長期</p>	<p>○</p>				
<p>(9) 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化</p>	<p>【国土交通省】 映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計、GPS-AVMといったIT機器を活用し、安全対策・環境対策の推進、経営の効率化等、運行管理の高度化を一体的に進めるため、機器の仕様の作成、導入インセンティブの付与等更なる普及方策について、必要な検討を実施。</p>	<p>1～2年以内</p>	<p>◎</p>			<p>◎</p>	
<p>(10) IT点呼に係る要件の拡大</p>	<p>【国土交通省】 新たなIT点呼実施の実証実験結果を踏まえ、IT点呼実施に係る要件拡大を検討。</p>	<p>1～2年以内</p>				<p>○</p>	
<p>3. 事故情報の活用充実 (1) 業界全体での事故情報の共有</p>	<p>【国土交通省】 業界全体で事故情報を共有化するため、以下の情報を発信するメールマガジン「自動車安全(仮称)」を創設。 ・重大事故の発生状況等(事故速報に基づくもの) ・「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において行う、社会的に影響の大きい重大事故の要因分析結果等</p>	<p>速やかに</p>	<p>◎</p>				
<p>(2) 事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し</p>	<p>【国土交通省】 「自動車事故報告規則」(省令)を以下のとおり改正。 ・事故速報の報告範囲の拡大 ・事故速報の報告時期の迅速化</p>	<p>21年夏</p>	<p>○</p>				

<p>4. 運転者対策の充実・強化</p> <p>(1) 運転者の健康管理に係る指針の作成</p>	<p>【国土交通省】 運転者に多い疾病、運行管理上の観点から把握すべき症状、それらが運行に及ぼす影響等を医学的な見地から調査・分析。 これに基づき、健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示した指針（ガイドライン）を作成。 また、当該ガイドラインにおいて、健康診断で異常が認められた乗務員に対し、再検査の受診結果の提示を求めるべきこと等を明確化。</p>	<p>21年度内</p>	<p>○</p>				
	<p>【国土交通省】 事業者団体等を通じて、上記ガイドラインの徹底及びフォローアップを実施。</p>	<p>21年度以降</p>	<p>○</p>				
<p>(2) 事故歴等の把握</p>	<p>【国土交通省】 新規採用運転者の指導・監督に関して、以下のとおり告示・通達を改正。 ・運転者として新たに採用する者については、採用時に運転記録証明書や無事故無違反証明書を確認し、過去の事故及び違反歴を把握した上で、それに応じた指導を徹底すべきこと。 ・自動車運送事業に係る事故歴を把握した場合には、適性診断（特定診断）を確実に受診させること。</p>	<p>21年夏</p>	<p>○</p>	<p>○</p>			
<p>5. 荷主等の発注者への対策</p>	<p>【国土交通省】 自動車運送事業者が惹起した重大事故及び法令違反に関して発注者の関与が認められた場合には、当該発注者の名称等を公表することとするよう、通達改正等により必要な措置を実施。</p>	<p>年内</p>		<p>◎</p>			
<p>6. 事後チェック機能の充実・強化</p>							
<p>(1) 監査要員の増員</p>	<p>【国土交通省】 平成21年度において、監査要員を28人増員するとともに、引き続き監査要員の増員を図り、監査体制の強化を推進。</p>	<p>継続</p>		<p>◎</p>			
<p>(2) 効率的な監査の実施</p>	<p>【国土交通省】 監査の効率化を図るため、臨店監査（特別監査を除く。）の実施に当たっての重点項目を監査端緒ごとに明確化。</p>	<p>21年夏</p>		<p>○</p>			

	<p>【国土交通省、タクシーセンター】 タクシー事業について、東京地域においても、タクシーセンターからの街頭指導等の情報に基づく監査を実施。 さらに、東京、大阪地域以外においてタクシー業務適正化事業実施機関が指定された場合には、当該地域においても実施を検討。</p>	1～2年以内	○			
(3) 連携する民間団体職員に対する研修	<p>【国土交通省】 貨物自動車運送適正化事業実施機関等、監査と連携する民間団体の職員の巡回指導等の資質向上のため、当該職員に対し、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。</p>	21年度から	○			
(4) 監査における関係省庁間の連携	<p>【国土交通省】 労働局との合同監査・監督の充実を図るため、厚生労働省との間で監査方針を統一。</p>	21年夏	◎			
(5) 行政処分対象の拡大	<p>【国土交通省】 以下の場合について、道路運送法等に基づく行政処分の対象に追加。 ・旅客、貨物両事業について、最低賃金法に違反している場合 ・旅客事業について、社会保険等未加入である場合</p>	年内	◎			
(6) 処分基準の強化	<p>【国土交通省】 飲酒運転が行われた場合には、他の悪質違反の場合に比し、より重い行政処分を課すことができるよう、処分基準を強化。</p>	年内	◎	◎		
	<p>【国土交通省】 その他、法令違反等の実態を踏まえ、労働関係・社会保険関係の法令違反を含め処分基準を強化。</p>	年内	◎			
(7) 処分逃れの防止	<p>【国土交通省】 処分逃れ対策として、以下のとおり処分基準の改正等を実施。 ・監査対象営業所の配置車両数を他の営業所に移した場合は、移した先の営業所に対しても行政処分を実施。 ・処分対象事業者が車両、運転者、荷主(トラックの場合)等を一体としてグループ会社、休眠会社等に移している場合等、処分対象事業者と車両移転先事業者との間に事業の継続性及び同一性が認められるものについて、営業譲渡が行われたものとして、車両移動先事業者に対しても、行政処分を実施、違反点数を承継。 また、必要な場合には、処分逃れをした事業者及びその経営者等を道路運送法等の違反容疑で刑事告発を実施。</p>	年内	◎			

	<p>【国土交通省】 タクシー事業者に対する行政処分について、法令違反に基づく処分量定に、遊休車両数に応じた使用停止処分を加算することにより処分の実効性を確保。</p>	年内		○		
(8) 貨物事業許可基準未達の事業者に対する集中的な監査	<p>【国土交通省】 貨物事業許可基準（5両）未達の車両数の事業者に対して、優先的、集中的に監査を実施。</p>	21年度		○		
7. 車両の安全対策						
(1) アルコール・インターロック装置の普及	<p>【国土交通省】 内閣府の行う常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究・各種検証の結果を踏まえ、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針（案）を最終化。</p>	22年度中			◎	
	<p>【国土交通省】 呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針に基づき、適合品をユーザーが容易に識別できるよう、装置の認定制度の創設等を行い、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の普及を促進。</p>	22年度から			◎	
	<p>【国土交通省】 手の平の汗に含まれるアルコールを検知し飲酒運転を防止する等の新たな技術開発を促進。</p>	21年度から			○	
(2) 衝突被害軽減ブレーキの普及促進	<p>【国土交通省】 以下のとおり、大型車の衝突被害軽減ブレーキの普及を促進。 ・衝突被害軽減ブレーキの補助制度を継続・拡充。 ・新車への装着義務化について検討。 ・税制優遇措置の検討及び任意保険の保険料率への反映に向けた検討を実施。</p>	継続				◎
(3) 新たな予防安全技術の普及促進	<p>【国土交通省】 大型車のEVSC（電子式車両姿勢制御装置）の基準化・義務化のため、事故削減効果等の調査を行い、その普及を促進。</p>	21年度から				◎
	<p>【国土交通省】 先進安全自動車（ASV）推進計画に基づき、産学官連携の下、広報活動等を通して実用化されているASV技術の普及を促進。</p>	継続				◎

	<p>【国土交通省】 居眠り等のドライバーの状態検知技術や通信技術を利用したドライバーへの警報支援装置の開発・実用化を促進。</p>	中長期				◎
(4) スピードリミッターの不正改造の防止	<p>【国土交通省】 スピードリミッターの不正改造防止のため、以下の対策を実施。 ・街頭検査、監査等を効率的に行えるよう警察庁との連携を強化。 ・不正改造の実態を把握し、事例等を体系的に整理した、不正改造確認のためのマニュアルを作成。 ・上記マニュアルを活用し、不正改造を行ったと思われる改造施工者、自動車運送事業者に対する監査を実施。 ・不正改造等を検査するための施設の整備を検討。</p>	継続		◎		
	<p>【国土交通省】 デジタル式運行記録計やOBD（On-board diagnosis：車載診断装置）を用いて不正改造履歴の記録が行えるよう、技術開発を行い、将来的には義務付ける等の対策を検討。</p>	21年度から				○
8. 整備の充実・強化						
(1) 車輪脱落事故等の再発防止	<p>【国土交通省】 大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等により啓発を促進。</p>	年内	○			
	<p>【国土交通省】 大型車の車輪脱落事故等、社会的影響の大きな車両故障事故が発生した場合の調査結果の取扱い手順を策定し、自動車運送事業者又は整備事業者に対する監査の実施等の再発防止策について明確化。</p>	年内	○			
	<p>【国土交通省】 ホイール取り付け方法について、JIS方式とISO方式それぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を徹底。</p>	継続	○			
(2) 整備管理の徹底	<p>【国土交通省】 整備管理者研修等において、平成19年改正の整備管理者に係る新制度の周知徹底を図るとともに、点検整備実施率の向上、整備管理者研修受講率の引き上げ、事故の再発防止策の徹底のため、整備管理者研修を充実。</p>	1～2年以内	○			
	<p>【国土交通省】 点検整備実施率の向上のため、処分基準を強化。</p>	年内		◎		

9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備 (1) タクシー事業	【国土交通省】 事業者や運転者の安全性、サービス水準等に関する評価制度（ランク制度）の導入・改善等、安全性も含めた事業者等の優劣が判別できるような方法について検討。	21年度内	○				
	【国土交通省、タクシーセンター】 事業者や運転者ごとの事故率などのデータを活用して、安全性に問題のある事業者や運転者について、タクシーセンターで整備している乗り場や駅構内施設等への入構を制限することについて検討。	21年度内	○				
	【国土交通省】 苦情への対応に関する情報の開示及び行政処分に関する情報開示のさらなる充実。	21年度内	○				
(2) 貸切バス事業	【国土交通省】 「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会」の報告（20年度内とりまとめ）を踏まえ、貸切バス事業者に係る評価を公表する制度を整備。	22年度早期	○				
10. 道路交通環境の改善	【国土交通省・警察庁】 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号器改良等。 通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等。 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのクランクやハンプ等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保。 等	継続					◎

◎は重点施策として本文にも掲載